

「広島県野生生物の種の保護に関する条例」に基づく 指定野生生物種の見直しについて

1 要旨・目的

「広島県野生生物の種の保護に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき知事が指定する指定野生生物種（以下「条例指定種」という。）について、絶滅が確認された種や個体数が回復傾向にある種が確認されるなど、昨今の自然環境を取り巻く情勢が変化しているため、絶滅のおそれにある種を掲載したレッドデータブックひろしま（以下「RDB」という。）に基づき、県内の野生生物の生息状況を踏まえて見直しを行う。

2 条例指定種の見直しの概要

条例指定種とは、その個体が県内に生息又は生育する、緊急に保護を要する野生生物の種であって、平成6年に11種を指定した。

指定後30年余経過し、長い期間確認されず絶滅扱いとなった種（ヒメシロチョウ）や、新たに生息地が複数箇所確認された種（ミズニラ）、令和6年に指定管理鳥獣に指定され個体数が回復傾向にある種（ツキノワグマ）が確認されている一方で、条例指定種ではないカブトガニやヒョウモンモドキなどの種において、県内における生育・生息状況が急激に悪化していることから、現在の条例指定種に関する再評価及び新たな条例指定種の検討を行い、全17種を指定候補種として選定した。また、指定候補種のうち、特にその種の保護が必要と認める4種を「特定野生生物種」として選定した。

3 指定候補種の選定方法

平成6年の当初指定時の選定方法を踏まえ、各分類群の専門家により構成された「希少生物分科会」において選定方法を検討し、次の手順により絞り込みを行った。

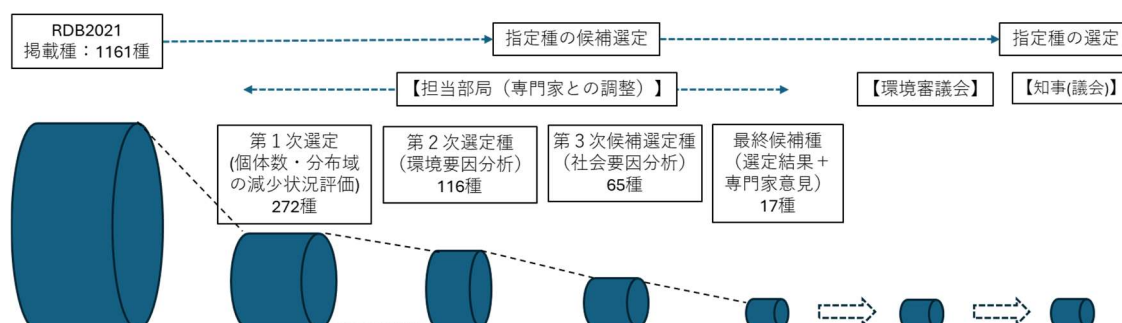
【第1次選定】 RDBに基づく個体数・分布域の減少状況に関する評価 ⇒ 272種

【第2次選定】※ 環境要因分析（減少要因、分布状況、法的規制）に関する評価 ⇒ 116種

【第3次選定】※ 社会要因分析（知名度、認識のしやすさ、保護活動の展開、生産活動との調整）に関する評価 ⇒ 65種

【最終候補選定】第2次選定及び第3次選定の結果及び、専門家の意見を踏まえ選定 ⇒ 17種

※第2次選定、第3次選定については、各評価項目について採点を行った。



4 指定候補種

分類	現行	見直し後
哺乳類	ツキノワグマ	※除外（個体数増加のため）
	—	◎スナメリ
鳥類	アビ類（シロエリオオハム、オオハム、アビ）	シロエリオオハム
	—	◎タマシギ
両生類	ナゴヤダルマガエル	ナゴヤダルマガエル
	—	◎ヒロシマサンショウウオ
	—	◎ゲイヨサンショウウオ
魚類	スイゲンゼニタナゴ	<u>スイゲンゼニタナゴ</u>
昆虫類	ミヤジマトンボ	<u>ミヤジマトンボ</u>
	ヒメシロチョウ	※除外（県内絶滅のため）
	—	◎ヒョウモンモドキ
	—	◎カシワアカシジミ（ <u>冠高原亜種</u> ）
	—	◎キマダラルリツバメ
貝類	カワシンジュガイ	カワシンジュガイ
その他 無脊椎	—	◎カブトガニ
植物類	ヤチシャジン	<u>ヤチシャジン</u>
	—	◎シロカネカラマツ
	—	◎ミコシギク
	ツルマンリョウ	ツルマンリョウ
	オグラセンノウ	※除外（県内で10年以上確認なし）
	ミズニラ	※除外（県内で複数の生息地を確認）
計	11 種	17 種

◎：今回新たに指定する指定候補種 10 種

※：現行の条例指定種のうち、今回候補から外れた種 4 種

—：特定野生生物種として指定する指定候補種 4 種

5 条例指定種に指定された場合の主な規制内容

区分	規制内容
条例指定種 （指定野生生物種）17種	個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）は、 届出 が必要
特定野生生物種 4 種	捕獲等は、 許可 を受ける場合等を除き、禁止

※このほか、土地の所有者又は占有者の責務として、その土地の利用に当たり、種の保護に留意することとされている。

6 指定に係る手続き

条例の規定により、次の手続きを実施

- ・R8.8.20 指定案を公告（意見なし）
- ・R8.9.7 広島県環境審議会自然環境部会で審議（意見なし）
- ・R8.10（予定）条例指定種（特定野生生物種を含む）を指定する旨を告示

7 今後の対応

希少種の保護や生物多様性の保全に対する県民の関心を高めるため、パネル展示による普及啓発を行うほか、種ごとに野生生物保護推進員を委嘱し（現在11種計9人）、生息地周辺の巡視、違反防止の注意喚起や生息状況の把握に努める。